

青申情報



山形市大手町2番45号
TEL 641-4620
URL <http://www.yamagata-airo.com/>

山形青色申告会

(非売品) 発行 指導企画委員会

新年挨拶

山形青色申告会
会長 大沼 元一



令和3年12月20日 第207号



あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様には、本会の運営と活動にご理解、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年は1年延期された東京オリンピック・パラリンピックと新型コロナウイルス感染症最大の感染拡大第5波のピークが、7月から8月にかけて同時に重なり大きな混乱を生じました。

在宅療養を余儀なくされ、救急車の受入れ先も見つからないなど、適切な医療も受けられずに亡くなる方も多くありました。本当にお気の毒で明日は我が身かと、他人事ではありませんでした。

そんな中、無観客で行われたオリンピックでは、日本選手の活躍に久しぶりの明るい話題と感動勇気をいただきました。

パラリンピックでは、人間どれだけの努力を積み重ねればあの力、能力を発揮できるのでしょうか。凄いという言葉しか出て来ません。選手の皆さん、とてもいい顔していましたね。この感動を子供たちに生で感じてもらいたかったと残念です。

そしてこの大会が終わるとともに、新型コロナウイルス感染症第5波も急激に収束に向かっています。ワクチン・マスク・手洗い・ソーシャルディスタンスなどの対策を取って、通常の日常生活を取り戻しつつありますが、

ブースター接種、オミクロン株対策等、課題が山積しています。一日も早く正常な日々が戻りますよう祈念いたします。

さて、人流抑制、原油価格の高騰、半導体不足など、社会経済活動は大きく制限され、個人企業を取り巻く環境は、なお厳しい状況です。個人事業の継続と発展の礎となすため、公平で公正な税制の実現に向け、全国青色申告会総連合とともに税制改正運動を行っています。「青色事業主勤労所得控除の早期実現」や「消費税の簡素化」「青色申告特別控除の引上げ」などを要望してまいります。

11月に衆議院第一議員会館で行われた「税制改正要望集会」に参加し、その後、県選出の遠藤利明国会議員に自民党選対委員長室において陳情書を手渡してまいりました。又、全国青色申告会総連合では急速に進む高速大容量のデジタルサービスに対応した会計ソフト「ブルーリターンA」のクラウド化など次世代型開発を進めています。

記帳指導、相談を始め、会員企業の生産性の向上に役立つ多くのサービスの提供を目指しています。

まもなく決算・確定申告の時期を迎えます。新型コロナウイルス感染拡大防止を第一に、ネットによる予約システム（電話も可）を整備し、予約制による決算指導を中心に行っていく予定です。皆様方には決算書・確定申告書の早期提出にご協力をお願いします。

皆様のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます。年頭のご挨拶と致します。



相談会場における感染防止対策

感染防止対策を充分に行い相談会を実施いたします



相談会場にお越しになる方へのお願い

■入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときは入場をお断りさせていただきます。

■発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

■会場には、申告される方おひとりでお越しください。

■介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

会場内での対策

■ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。

■こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。

■職員はマスクを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

マイナンバーの記載を忘れずに！

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

また、確定申告書等の提出の際は、申告者ご本人の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）と身元確認ができる書類（運転免許証等）」の提示又は写しの添付が必要です（ご自宅等から e-Tax で提出する場合は、不要です。）。

※配偶者及び扶養親族のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

申告の際には

マイナンバーの記載+本人確認書類の提示 又は 写しの添付 が必要です

*e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

申告期限及び納付期限等

国税の納付は「口座振替」をご利用ください。預貯金口座から引き落としの際に手数料は発生しません。

(1) 申告期限及び納付期限（申告と納税は期限内に！）

所得税及び復興特別所得税、贈与税・・・3月15日（火）まで

個人事業者の消費税及び地方消費税・・・3月31日（木）まで

(2) 口座振替をご利用の場合の振替納付日

所得税及び復興特別所得税・・・4月21日（木）

個人事業者の消費税及び地方消費税・・・4月26日（火）



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

